

令和6年能登半島地震における社会福祉法人からの寄付金（義援金）を支出することについての特例について

次の通り、事務連絡が出ていますので、お知らせいたします。

高齢 令和6年能登半島地震による被害に対し 社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について （厚生労働省老健局高齢者支援課 事務連絡、令和6年1月12日）

今般の令和6年石川県能登地方を震源とする地震による災害について、被害が極めて甚大であることに鑑み、当該災害に係る寄付金（義援金）の支出については、特例的に以下の要件を満たすことを条件に支出を可能とする取扱いとします。つきましては、管内市町村及び社会福祉法人に周知を図るよう、よろしくお願ひします。

要件を満たす条件について 当該法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること。

- ① 当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。
- ② 当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。
- ③ 法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと

障害 令和6年能登半島地震による被害に対し 社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡、令和6年1月12日）

今般の令和6年能登半島地震による災害について、その被害が極めて甚大であることに鑑み、当該災害に係る寄付金（義援金）の支出については、特例的に以下の要件を満たすことを条件に支出を可能とする取扱いとします。つきましては、管内市町村及び社会福祉法人に周知を図るよう、よろしくお願ひします。

要件を満たす条件について 当該法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること。

- ① 当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。
- ② 当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。
- ③ 法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと

保育 令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）

こども家庭庁成育局保育政策課（事務連絡、令和6年1月12日）

施設型給付費等は個人給付（法定代理受領）であるため、使途制限がないことから、給付費から義援金を支出することは差し支えありません。また、私立保育所に係る委託費に関しては、委託費から義援金を支出することは、通常、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日 府省局長連名通知）の対象外となりますが、特例として、法人運営に支障を来さない範囲内で、都道府県、指定都市又は中核市に協議を行った上で支出することは差し支えありません。なお、今般の災害義援金は、施設型給付費等や委託費が原資であることに鑑み、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通じて寄付することが望ましいと考えております。

求められている要件		左に対応する方法
保育所	介護、障害	
①法人運営に支障を来さない範囲内	① 当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。	当該法人及び事業所の運営状況に応じて判断すること。
	② 当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 被災県の共同募金会等を通じて、寄附の目的や領域等を指定して寄附することにより左の疑念が生じないとする。※事前に東京都共同募金会に相談し仕組み等の詳細を確認することも可能。 【高齢】東社協高齢者福祉施設協議会、【障害】東京都発達障害支援協会や全社協等の関連団体が募集している場合に対する寄附についても左の疑念が生じないとする。 ※所轄庁に事前に協議すること。
②被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通じて寄付すること		<ul style="list-style-type: none"> 被災県の共同募金会等を通じて、要件に該当する寄附の目的や領域等を指定して寄附することにより左の疑念が生じないとする。※事前に東京都共同募金会に相談し仕組み等の詳細を確認することも可能。 ※所轄庁に事前に協議すること。
	③ 法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと	経理規程に規定する支出予算の流用又は予備費の使用を事務費の雑費にて支出する。理事長はその理由と金額を理事会に報告することとする。
都道府県、指定都市又は中核市に協議を行った上で支出すること	当該法人の所轄庁と①～③の条件について事前に協議すること。	所轄庁に事前に協議すること。 ※所轄庁が都の社会福祉法人は東京都福祉局 指導監査部 指導調整課社会福祉法人担当宛に電話で協議

[東社協ホームページの「経営相談室だより」コーナーに通知を掲載しています。](#)

東京都社会福祉協議会 経営相談 月曜～金曜 祝日年末年始休み

専用 Mail: fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp 専用 TEL: 03-3268-7170(9時～17時)

HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html> (東社協 HP→経営相談室→相談はこちらから)

